

設楽町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町規則第11号

設楽町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

設楽町国民健康保険条例施行規則(平成17年設楽町規則第82号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 保険給付(第10条—第23条)」を「第3章 保険給付(第10条—第24条)」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(国民健康保険料の減免)

第22条 条例第38条第1項第1号の規定により国民健康保険料を減免する場合

における当該国民健康保険料の減免の額は、次の表の左欄に掲げる減免の理由の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

減免の理由	減免の額
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合	当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の全額
2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により納付義務者(被保険者を含む。以下この表において同じ。)が所有する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10	災害の日の属する年度において、当該災害の日以後に到来する納期限に係る納付額について、別表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる減免の割合を当該納付額に乗じて得た額に相当する額

分の3以上であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「総所得金額等」という。)が1,000万円以下の場合			
3 納付義務者が災害により死亡又は障害者(地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となったため当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合		<p>死亡した場合</p> <p>死亡後に到来する納期限に係る納付額的全額</p> <p>障害者となった場合</p> <p>当該障害者となった日以後に到来する当該年度の納期限に係る納付額の2分の1に相当する額</p>	
4 納付義務者が6月以上の長期療養となり、当該世帯の当該年における総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められ、貧困のため資力が喪失したと認められる場合	前年中の総所得金額等が100万円以下の場合	当該理由の発生した日から消滅した日までの間に到来する納	所得割額の2分の1に相当する額
	前年中の総所得金額等が100万円を超え300万円以下の場合	期限に係る納付額	所得割額の3分の1に相当する額
5 納付義務者の前年中の総所得金額等	前年中の総所得金額等が100万円以下の	所得割額的全額	

が200万円以下の場 合で、失業(退職を含 む。)、休業、廃業等 の理由により当該世 帯の当該年における 総所得金額等の見込 額が、前年中の総所 得金額等の2分の1以 下に減少すると認め られ、当該世帯の生 活が著しく困難と認 められる場合	場合 前年中の総所得金額 等が100万円を超え 200万円以下の場合	所得割額の2分の1に相当する額
6 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号のいずれかに該当する場合		当該被保険者に係る該当する期間に相当する額
7 前各号のほか、特別な理由がある場合		必要と認める額

2 同一人が同時に前項の表各号の2以上に該当する場合には、当該各号のうち減免額の最も大きい規定を適用する。

3 町長は、条例第38条第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者にその減免の申請に偽りその他不当な行為があったときは、直ちに減免を取り消すものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第22条関係)

	減免割合	
総所得金額等	損害が10分の3以上10分の	損害が10分の5以上のとき

	5未満のとき	
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

様式第21（第22条関係）を次のように改める。

様式第21(第22条関係)

国民健康保険料減免申請書

年 月 日										
設楽町長		様		世帯主個人番号						
納付義務者 住 所 氏 名										
下記のとおり設楽町国民健康保険条例第38条第2項の規定に基づき、国民健康保険料の減免を申請します。										
年度	期別	納期限	1箇月 を経過 する日	保険料	延滞金	減免を 必要と する額	延滞金計算期間			備考
				円	円	円	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
申請の主な理由（番号に○を付けてください）										
1 生活保護法の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合										
2 災害により所有する住宅又は家財について損害が生じた場合										
3 災害により死亡又は障害者となったため当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合										
4 傷病により当該年における当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合										
5 失業、休業、廃業等の理由により当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合										
6 少年院等への収容又は刑事施設等への拘禁がある場合										
7 その他特別な事情がある場合										
申請理由の詳細										
調査欄										

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町国民健康保険条例施行規則（平成17年設楽町規則第82号）新旧対照表

改正後	改正前						
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 被保険者（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険給付（第10条—第24条）</p> <p>附則</p> <p><u>（国民健康保険料の減免）</u></p> <p><u>第22条 条例第38条第1項第1号の規定により国民健康保険料を減免する場合における当該国民健康保険料の減免の額は、次の表の左欄に掲げる減免の理由の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減免の理由</th> <th style="text-align: center;">減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合</td> <td>当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の全額</td> </tr> <tr> <td>2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により納付義務者（被保険者を含む。以下この表において同じ。）が所有する住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下の</td> <td>災害の日の属する年度において、当該災害の日以後に到来する納期限に係る納付額について、別表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる減免の割合を当該納付額に乗じて得た額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	減免の理由	減免の額	1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合	当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の全額	2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により納付義務者（被保険者を含む。以下この表において同じ。）が所有する住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下の	災害の日の属する年度において、当該災害の日以後に到来する納期限に係る納付額について、別表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる減免の割合を当該納付額に乗じて得た額に相当する額	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 被保険者（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険給付（第10条—第23条）</p> <p>附則</p>
減免の理由	減免の額						
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合	当該保護等を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の全額						
2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により納付義務者（被保険者を含む。以下この表において同じ。）が所有する住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下の	災害の日の属する年度において、当該災害の日以後に到来する納期限に係る納付額について、別表に掲げる区分に従い、それぞれ該当欄に掲げる減免の割合を当該納付額に乗じて得た額に相当する額						

場合			
3 納付義務者が災害により死亡又は障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となったため当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合		死亡した場合 死亡後に到来する納期限に係る納付額の全額 障害者となった場合 当該障害者となった日以後に到来する当該年度の納期限に係る納付額の2分の1に相当する額	
4 納付義務者が6月以上の長期療養となり、当該世帯の当該年における総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められ、貧困のため資力が喪失したと認められる場合	前年中の総所得金額等が100万円以下の場合 前年中の総所得金額等が100万円を超え300万円以下の場合	当該理由の発生した日から消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付額	所得割額の2分の1に相当する額 所得割額の3分の1に相当する額
5 納付義務者の前年中の総所得金額等が200万円以下の場合で、失業（退職を含む。）、休業、廃業等の理由により当該世帯の当	前年中の総所得金額等が100万円以下の場合 前年中の総所得金額等が100万円を超え200万円以下の場合	所得割額の全額 所得割額の2分の1に相当する額	

<p>該年における総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められ、当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合</p>	
--	--

6 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号のいずれかに該当する場合

当該被保険者に係る該当する期間に相当する額

7 前各号のほか、特別な理由がある場合

必要と認める額

2 同一人が同時に前項の表各号の2以上に該当する場合においては、当該各号のうち減免額の最も大きい規定を適用する。

3 町長は、条例第38条第1項の規定により国民健康保険税の減免を受けた者にその減免の申請に偽りその他不当な行為があったときは、直ちに減免を取り消すものとする。

(保険料の減免の申請)

(保険料の減免の申請)

第23条 (略)

第22条 (略)

(保険料の減免の消滅申告)

(保険料の減免の消滅申告)

第24条 (略)

第23条 (略)

別表 (第22条関係)

総所得金額等	減免割合	
		損害が10分の3以上10分の5未満のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部

750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

様式第21（第22条関係）

様式第21(第22条関係)

国民健康保険料減免申請書

設楽町長 様		世帯主個人番号		年 月 日				
		納付義務者 住 所		氏 名				
下記のとおり設楽町国民健康保険条例第38条第2項の規定に基づき、国民健康保険料の減免を申請します。								
年度	期別	納期限	1箇月を経過する日	保険料	延滞金	減免を必要とする額	延滞金計算期間	備考
				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
申請の主な理由（番号に○を付けてください）								
1 生活保護法の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合								
2 災害により所有する住宅又は家財について損害が生じた場合								
3 災害により死亡又は障害者となったため当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合								
4 傷病により当該年における当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合								
5 失業、休業、廃業等の理由により当該世帯の生活が著しく困難と認められる場合								
6 少年院等への収容又は刑事施設等への拘禁がある場合								
7 その他特別な事情がある場合								
申請理由の詳細								
調査欄								

様式第21（第22条関係）

様式第21(第22条関係)

国民健康保険料減免申請書

設楽町長 様		世帯主個人番号		年 月 日				
		納付義務者 住 所		氏 名				
下記のとおり設楽町国民健康保険条例第38条第2項の規定に基づき、国民健康保険料を減免して下さるよう申請します。								
年度	期別	納期限	1箇月を経過する日	保険料	延滞金	減免を必要とする額	延滞金計算期間	備考
				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
				円	円	円	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
申請の理由								
調査欄								